

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。

令和元年10月1日から

年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

- ①障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している前年の所得額が約46.2万円以下の方
- ②老齢基礎年金を受給している方で次の要件をすべて満たしている方
 - ・65歳以上
 - ・世帯員全員の市町村民税が非課税
 - ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

請求手続き

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している方▼日本年金機構から請求手続きの案内が9月上旬から順次届きます。同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入し提出してください。
- ②平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方▼年金の請求手続きと併せて年金事務所または町民福祉課町民生活グループで請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を伺ったり、手数料などの金銭を求めることはありません。詳しくは、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成31年4月分から令和2年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6千410円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくように案内をしています。未納のまま放置していると、強制徴収

の手続きによって督促を行います。指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけでなく、納付義務のある方（※）の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、町民福祉課町民生活グループへ相談してください。

（※）納付義務者とは被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

年金相談・お手続きの際は、ぜひ「予約」を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆予約相談希望日の1カ月前～前日まで受付しています。

◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

令和元年度の国民年金保険料
月額1万6,410円

納付は口座振替が便利です。
また、前納すると割引がありお得です。
納付が難しい方は免除申請ができます。

町民福祉課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内） ☎26-7871
日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135

相談・問い合わせ

<年金生活者支援給付金の相談>
給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

<年金相談・手続き予約>
予約専用受付電話 ☎0570-05-4890（ナビダイヤル）

○はがき（年金生活者支援給付金請求書）



宛名面：表

請求書面：表

○封筒

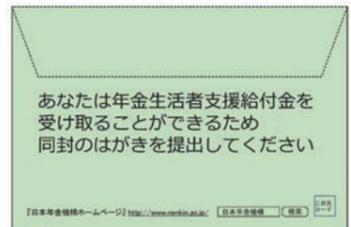


表



宛名面：裏

請求書面：裏



裏

